

# 改正PFI法の附帯決議

参考資料4

## 衆議院内閣委員会附帯決議(平成25年5月17日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 上下水道、有料道路、空港等へのコンセッション方式によるPFIの具体的な事例を実現するため、必要な措置を検討すること。
- 二 地方公共団体がPFI方式を選ぶインセンティブを付与するような、財政、税制を含めた制度上の工夫を、平成二十六年度から実施することが可能となるよう検討すること。

## 参議院内閣委員会附帯決議(平成25年5月30日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一・二 (同上のため略)
- 三 株式会社民間資金等活用事業推進機構に蓄積されたノウハウなど独立採算型のPFI事業の推進に資する情報を積極的に公表するなど、民間インフラファンドの設立が促進されるような環境整備に努めること。
- 四 PFI法施行から、十年以上経過していることに鑑み、この間のPFI事業の実施状況を検証・評価し、国会に報告すること。その際、PFI推進委員会を積極的に活用すること。